

五色浜自治会会則 補則内規

- 第 1 条 五色浜自治会役員会の職務範囲は、総会で承認された事業計画に基づく事業と予算の執行管理であり、災害等緊急を要する場合以外みだりに金員の支出、事業計画の変更はこれを禁じる。
また、総会の承認決議といえども、目的を定めた積立金(固定資産償却積立金等)は、総会員の3分2以上の承認を得なければその目的以外には使用出来ないものとする。
- 第 2 条 第 1 1 条にて定めたる複数役員の仕事については 副会長は本会の予算及び総務を担当し庶務に支障の無いよう会長を補佐する。理事については 1 名は地区担当として副会長を補佐をし、1 名は塵集積所の責任者を衛生委員として行政に届け出るものとする。
- 第 3 条 第 1 2 条にて定める 役員選考委員会については当年度の役員を以ってこれを構成し、選考規定に基づき総会承認手続きを行う。
- 第 4 条 第 2 4 条にて臨時総会の議長は出席会員より選出するとあるが 速やかに立候補者がいない場合、議事の進行上会長がその任にあたるものとする。
- 第 5 条 その他 住環境の保全及び会員共同の利益の為次の事を定める。
1. 公序良俗に反する営業及び他の居住者に迷惑・危害を及ぼす行為並びに騒音・臭気・煙害・振動・電波・景観劣化等によっても同行為を行ってはならない。
なお、本項に抵触しない事業を始めようとする者(以下事業主という。)の責任として以下を定める。
 - (1) 事業主は事業内容について、事前に、近隣の住民および土地所有者に説明し、書面による了承を得たうえで、その旨を自治会長に届け出で承認を得ること。
 - (2) 事業主は事業の規模に応じた駐車場を確保すること。
 - (3) 事業主は営業時間(原則として、午前 9 時～午後 8 時)を厳守すること。
 - (4) 事業主は事業から発生するゴミは専門の処理業者に委託し、家庭用ゴミと明確に区別して処理すること。
 2. 危険物等引火及び発火の可能性のある物品 また 衛生上好ましくない(悪臭を発生する等)物品を持ち込んではいならない。
 3. 河川・水路・湧水等の流水をせきとめたり水路の変更をしてはならない また 塵芥汚物等を投げ入れる行為もしてはならない。

4. 地域性に鑑み 敷地内に住居・保養以外を主たる目的とする建築物・工作物を設置する事は共同の利益に反するものとみなし禁止する また空地といえども他人の敷地内に所有者の許可無く立入ること及び 使用する事をしてはならない。
5. 保養とは企業が福利厚生施設として設置したもので 営利目的の会員制保養所並びに障害者・介護・特別養護施設等の保養とは異なり 企業が使用目的を明確にし、使用規準を定め本会に届け出た施設をいうものである。
6. 道路その他・公共・公益的な施設・諸設備等を損傷損壊する事 また その敷地内及び他人の敷地内に塵芥及び類似する雑物を意図的に遺棄し放置する事をしてはならない。
7. 生活ゴミの処理については洲本市指定の回収料金払い込み済みの袋に入れ指定場所に出す事 また 不燃ゴミについては洲本市の定める分別方法に従うこと 並びに 大型ゴミは域内に放置せず洲本市内の指定場所に出すか持ち帰る事 各所有者が自らはもちろんの事、来訪者にも伝達しその責任を持つ事。
8. 2項に定めた危険物には手持ち花火以外も含まれるもので当地域内では使用しない事 また 手持ち花火は使用后ゴミと見なされる物で消火等後始末は責任をもって行う事。
9. 各戸には必ず合併処理浄化槽を設置する事 また 未設置の場合それに起因するいかなる損害に対しても賠償の責に任じ その責任から逃れる事は出来ないものとする。

附 則

- 1, 自治会会則補足内規の改定について平成 21 年 2 月 1 日に施行する。
- 2, 積立金の目的外使用要件及び慶弔に関する条文追加等に関し、平成 22 年 3 月 21 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 3, 水道利用申請取次の廃止、理事選任人数の変更に関し、平成 25 年 3 月 25 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 4, 事業主の責務追加に関する変更について、平成 28 年 3 月 13 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 5, 役員数の削減及び役割に関する見直し及び慶弔に関する定め削除に関し、平成 30 年 3 月 25 日の通常総会で承認されたので、一部改定し即日施行する。
- 6, 第 5 条 1 項及び 4 項の一部について、加筆修正することに関し平成 31 年 3 月 24 日の総会で承認されたので、即日施行する。